

大牟田・荒尾共同浄水場施設等整備・運営事業

実 施 方 針
(変 更 版)

平成 20 年 10 月

大牟田市企業局
荒尾市水道局

目 次

はじめに.....	1
第1 特定事業の選定に関する事項.....	1
1. 事業内容に関する事項.....	1
(1) 事業名称.....	1
(2) 事業の対象となる公共施設等の種類.....	1
(3) 公共施設等の管理者の名称.....	1
(4) 事業の目的.....	1
(5) 対象施設及び対象業務.....	2
(6) 事業方式.....	4
(7) 事業期間.....	4
(8) 事業スケジュール.....	4
(9) 留意事項.....	4
(10) 遵守すべき関係法令等.....	4
2. 特定事業の選定及び公表に関する事項.....	4
(1) 特定事業の選定基準.....	4
(2) 特定事業の選定方法.....	5
(3) 選定結果の公表.....	5
第2 事業者の募集及び選定に関する事項.....	5
1. 事業者の選定に関する事項.....	5
(1) 事業者に求めるもの.....	5
(2) 事業者の選定方法.....	5
(3) 委員会の設置.....	6
2. 入札参加資格に関する事項.....	6
(1) 応募者の構成等.....	6
(2) 応募者の入札参加資格要件.....	6
(3) 入札参加資格確認基準日.....	8
3. 入札保証金.....	8
4. 事業者選定のスケジュール等.....	9
(1) 事業者選定のスケジュール.....	9
(2) 実施方針に関する説明会等.....	10
第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	11
1. 事業契約に関する基本的な考え方.....	11
(1) 基本協定の締結.....	11
(2) 特別目的会社（SPC）の設立.....	12
(3) 事業契約の締結.....	12

2.	本事業で予想されるリスクとリスク分担の基本的な考え方	12
(1)	リスク分担の基本的な考え方	12
(2)	本事業で予想されるリスク	12
3.	対象業務におけるサービスの水準	13
4.	両局による事業の実施状況のモニタリング	13
(1)	モニタリングの内容	13
(2)	モニタリング費用の負担	13
5.	サービスに対する対価の支払い	14
第4	対象施設（共同浄水場）等の立地並びに規模及び配置に関する事項	14
1.	施設の立地条件	14
(1)	建設用地	14
(2)	敷地面積	14
(3)	建設用地の制限等	14
(4)	土質の状況	14
(5)	排水	14
2.	施設の規模等	15
3.	土地の使用に関する事項	16
4.	施設の整備要件等	16
第5	事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	16
第6	本事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	16
1.	事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	16
2.	その他の事由により事業の継続が困難となった場合	16
第7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	16
1.	法制上及び税制上の措置に関する事項	16
2.	財政上及び金融上の支援に関する事項	16
3.	その他の支援に関する事項	17
第8	その他特定事業の実施に関し必要な事項	17
1.	債務負担行為	17
2.	本事業に係る情報の提供方法	17
3.	実施方針の変更	17
4.	入札の中止等	17
5.	落札者を選定しない場合	17
6.	応募に当たっての費用の負担	17

7 . 提出書類への取扱い.....	18
(1) 著作権.....	18
(2) 提出書類の返却.....	18
(3) 特許権等.....	18
8 . 環境への配慮.....	18
9 . 本事業に係るアドバイザー	18
10 . 本事業に関する問合せ先	18
様式、別紙.....	別添

はじめに

大牟田市企業局及び荒尾市水道局（以下「両局」という。）は、大牟田・荒尾共同浄水場施設等整備・運営事業（以下「本事業」という。）を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に準拠した DBO 方式（Design Build Operate）により実施することを予定している。

なお、DBO 方式とは、民間事業者（以下「事業者」という。）に設計及び工事から維持管理まで一括して委ねる点は PFI 方式と同様であるが、資金調達を事業者ではなく両局が行う方式である。

本事業に関し、PFI 法に準拠した特定事業の選定及び特定事業を実施する事業者の選定を行うに当たって、PFI 法第 5 条第 1 項の規定により、本事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定めたので、同条第 3 項に基づき、次のとおり公表する。

第 1 特定事業の選定に関する事項

1. 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

大牟田・荒尾共同浄水場施設等整備・運営事業

(2) 事業の対象となる公共施設等の種類

共同浄水場（荒尾市中央水源地及び上の原浄水場の関連設備含む）
大牟田市水道事業の井戸、配水池、ポンプ場及び水質モニター
（別紙 3 参照）

(3) 公共施設等の管理者の名称

大牟田市企業管理者
荒尾市水道事業管理者

(4) 事業の目的

両市では、市の水道事業（以下「市水」という。）と三池炭鉱専用水道（以下「社水」という。）の二つの水道により給水を行ってきた。この状況は行政運営を行う上で様々な不均衡を生じているため、水道の一元化を図ってきたところである。

現在、社水は株式会社フレッシュ・ウォーター三池が運営管理している宮原浄水場で浄水処理を行っており、市水の一部は同浄水場に浄水委託を行っている。

そこで、「大牟田市水道第 9 次拡張事業」（別紙 19 参照）及び「荒尾市水道第 6 次拡張事業」（別紙 20 参照）において、熊本県の工業水利権の転用により水源を確保するとともに、両市の共同浄水場を新設し、水道の一元化推進を図ることとした。共同浄水場の供用開始後には、浄水委託（大牟田市）は行わないこととする。

また、両市の水道事業認可では、浄水方法を急速ろ過法としているが、その後の検討を踏まえ、本事業では膜ろ過法を採用することとした。

したがって、本事業は、両市の共同浄水場を膜ろ過方式により整備し、良質な水の安定的かつ継続的な供給を行う共同浄水場及び大牟田市水道事業の井戸、配水池、ポンプ場等の維持管理を実施することを目的とする。

なお、事業契約の締結は、落札者の提案方式を踏まえ、浄水方法変更認可を取得した後にを行うことになる予定である。(別紙5参照)

(5) 対象施設及び対象業務

本事業の対象施設及び対象業務は、下記に列挙するとおりである。事業者は、共同浄水場の設計、工事、維持管理及び共同浄水場外施設の維持管理を一体の事業として実施する。

また、両局は共同浄水場について水道法(昭和32年法律第177号)第24条の3に基づき、水道の管理に関する技術上の業務を事業者に委託すること(以下「第三者委託」という。)を予定しており、事業者は受託水道業務技術管理者を置き、共同浄水場の維持管理(運転・保守点検等)を行う。

詳細は、今後公表する入札説明書等において示す。

(別紙23～31参照)

ア 対象施設(以下「本施設」という。)

(ア) 浄水施設(大牟田・荒尾共同)

(イ) 排水処理施設(同上)

(ウ) 送水施設(同上)

(エ) 薬品注入設備(同上)

(オ) 電気計装設備(同上)

(カ) 場内配管(同上)

(キ) 管理棟(同上)

(ク) 附帯施設(門、フェンス、舗装など)(同上)

(ケ) 大牟田市単独分(別紙18、21、26参照)

清 里 水 源 …… 井戸9箇所及び清里総合ポンプ場

(3井は運転監視制御・点検、6井は点検のみ)

配 水 池 …… 延命配水池、勝立配水池、甘木配水池、四箇配水池及び稲荷山団地配水池の5箇所

ポ ン プ 場 …… 四箇ポンプ場、黒崎団地加圧ポンプ場及び稲荷山団地ポンプ場の3箇所

水質モニター …… 天領、銀水、笹原、四箇中尾及び四箇湯谷の5箇所

イ 対象業務（以下「本業務」という。）

(ア) 浄水場整備業務

- a 事前調査業務
- b 設計業務
- c 工事業務

（共同浄水場の運転管理に関わる荒尾市中央水源地及び上の原浄水場における水質計器、遠方監視設備の設置工事(別紙 28 参照)並びに現在宮原浄水場に設置している勝立及び延命配水池 T M設備の設置を含む。(別紙 27(1)参照)）

- d 電波障害等対策業務

(イ) 浄水場維持管理業務（共同施設）

- a 運転管理業務
- b 保守点検業務
（共同浄水場の運転管理に関わる荒尾市中央水源地及び上の原浄水場における水質計器並びに遠方監視設備の保守点検も含む。）
- c 水質管理業務
- d 修繕業務
- e 消耗品調達管理業務
- f 膜交換業務
- g 薬品調達管理業務
- h 光熱水燃料調達管理業務
- i 浄水ケーキ有効利用業務
- j 見学対応業務
- k 警備業務
- l 植栽管理業務
- m 清掃業務（施設清掃含む）

(ロ) 場外維持管理業務（大牟田市単独）

- a 運転管理業務
- b 保守点検業務
（遠方監視制御設備の子局の保守点検を含む。）
- c 消耗品調達管理業務
- d 薬品調達管理業務（清里総合ポンプ場及び四箇ポンプ場の次亜塩素）
- e 燃料調達管理業務（清里総合ポンプ場、四箇ポンプ場の自家発電設備の燃料及び黒崎団地加圧ポンプ場の非常用エンジンの燃料）
- f 植栽管理業務
- g 清掃業務（池内の清掃は含まない）
- h 警備業務

(6) 事業方式

本事業は、共同浄水場における施設の新設、維持管理業務及び共同浄水場外の水道施設の維持管理業務を一括して委託する D B O 方式とする。

共同浄水場の維持管理業務については第三者委託（包括委託）とし、共同浄水場外の水道施設の維持管理業務については、法定外委託とする。

(7) 事業期間

本事業は、平成 21 年 5 月から平成 39 年 3 月までを事業期間とする。

なお、維持管理期間は維持管理開始後 15 年間とする。

ただし、清里水源及び清里総合ポンプ場の維持管理については、平成 24 年 4 月～平成 27 年 3 月までの 3 年間とし、それ以降については、大牟田市と事業者が協議を行うものとする。

また、落札者決定の後、事業契約までの間に、水道法上の手続きが必要となるため、事業開始時期は変更になる場合がある。(注 1)

(8) 事業スケジュール

事業のスケジュールは、以下のとおり予定している。

- (ア) 基本協定の締結 平成 21 年 2 月
- (イ) 事業契約の締結 平成 21 年 4 月 ((7)注 1 参照)
- (ウ) 設計・工事期間 平成 21 年 5 月～平成 24 年 3 月 ((7)注 1 参照)
- (エ) 維持管理期間 平成 24 年 4 月～平成 39 年 3 月

(9) 留意事項

- ア 両局に対して一部異なるサービスを提供すること
- イ 両局からサービス対価の支払いを受けること
- ウ 両局からモニタリングを受けること
- エ 両局の要求が両立しないものがある場合は協議を行うこと

(10) 遵守すべき関係法令等

事業者は、本事業を実施するに当たり必要とされる関係法令（法律、政令、省令、条例、規則、規程及びガイドライン等を含む）を遵守するものとする。

2 . 特定事業の選定及び公表に関する事項

(1) 特定事業の選定基準

両局は、本事業を D B O 方式の事業として実施することにより、事業期間を通じた両局の財政負担額の縮減が期待できる場合又は 両局の財政負担額が同一の水準にある場合であって公共サービスの水準の向上が期待できる場合に、本事業を特定事業として選定する。

(2) 特定事業の選定方法

両市の財政負担額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行う。(別紙22参照)

(3) 選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合には、その判断の結果を評価内容と合わせ、事業者選定等への影響に配慮しつつ、速やかに公表する。

公表はホームページ等を用いて行うものとする。

なお、事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合であっても同様に公表する。

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1. 事業者の選定に関する事項

(1) 事業者を求めるもの

本事業は、民間の経営能力及び技術的能力に期待し、共同浄水場における施設の新設、維持管理業務及び共同浄水場外の水道施設の維持管理業務を一括して委託するDBO方式とするものである。事業者には、効率的かつ効果的な浄水場施設の設計及び工事、施設新設後の一定の質を確保した安定的かつ継続的な水の供給及び場外施設の効率的、安定的した維持管理を行うことを期待している。

(2) 事業者の選定方法

本事業における事業者の募集及び落札者の選定については、競争性及び透明性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札方式(地方自治法施行令第167条の10の2)により行うものとする。

なお、本事業の入札手続きは、以下のとおり実施することを予定している。詳細は、入札説明書等において公表する。

ア 入札参加資格確認

入札参加資格の確認として、両市の入札参加資格有資格者であることや一定の実績を有することなどの形式面の確認を行う。

イ 提案内容の審査

上記アにおいて本事業を実施するために必要な資格を有すると確認された応募者から、具体的な業務の実施方法やサービスの対価の額等について提案を受け、これらの提案内容を総合的に評価した上で、落札者を決定する。なお、提案内容の審査は、書面での提出を受けるほか、ヒアリングを通じて行う。(ヒアリングの詳細は入札説明書において示す。)

(3) 委員会の設置

両局は、事業者の選定に際して、学識経験者等により構成される「大牟田・荒尾共同浄水場施設等整備・運営事業審査委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

委員会は、応募者の提案内容の評価を行い、最優秀提案者を選定する。両局は、委員会の選定結果をもとに落札者を決定する。

なお、委員会の委員(以下「委員」という。)は、入札説明書等に示す。

2. 入札参加資格に関する事項

(1) 応募者の構成等

応募者の構成等は次のとおりとする。(別紙1参照)

ア 応募者は、単独企業(以下「応募企業」という。)又は複数の企業等により構成されるグループ(以下「応募グループ」という。)とする。

イ 応募グループを構成する企業数の上限は任意とするが、本事業の実施に関して各々の構成員が適切な役割を担う必要がある。応募グループは構成員の中から代表企業1社を定め、代表企業が入札参加資格の申請及び入札手続きを行う。

ウ 応募グループは、本施設の設計を行う企業(設計企業)、膜ろ過装置製造企業、本施設の工事を行う企業(プラント設備企業及び工事企業)並びに本施設の維持管理業務を行う企業(維持管理企業)を含む企業により構成されることを基本とする。なお、SPCへの出資のみを行う企業も構成員となることができるが、代表企業にはなれない。

エ 応募グループは、参加表明書及び入札参加資格確認申請書の提出時に、代表企業及びその他の構成員(設計企業、膜ろ過装置製造企業、プラント設備企業、工事企業及び維持管理企業)の企業名及び携わる業務について明らかにするものとする。

オ 代表企業の変更は、原則として認めない。

カ 入札参加資格確認のための申請書類(以下「入札参加資格確認申請書」という。)の提出後、参加の意思を表明した応募者の構成員の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合に限り、構成員の変更を認めるものとする。

キ 応募企業及び応募者グループの構成員は、他の応募者グループの構成員となることはできない。

ク 本施設の工事を行う企業は、本施設の工事を行う目的で共同企業体(以下「建設JV」という)を結成するものとする。(ただし、下記に掲げる(2)イに定める要件を満たし、本施設の工事を1社で行い得る場合は建設JVを結成する必要はない。)

ケ 構成員全てがSPCに出資するものとする。

(2) 応募者の入札参加資格要件

ア 共通の資格要件

(ア)「大牟田市指名停止取扱要綱」及び「荒尾市工事等請負契約及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱」に基づく一般競争入札参加停止及び指名停止措置を受けていない者であ

ること。

(イ) 次の法律の規定による申立又は通告がなされていない者であること。

a 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条及び改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更正手続開始の申立（ただし、更正手続開始の決定を受けている場合を除く。）

b 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立（ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税に未納の税額がある者は構成員となることができない。

(I) 大牟田市及び荒尾市に未納の税額がある者は構成員となることができない。

(オ) 本事業のアドバイザー業務に関わっている法人又はその関連会社

本事業のアドバイザー業務受託者及び受託者の関係会社（受託者の発行済み株式総数の 20%以上の株式を有し、又はその出資の 20%以上の出資をしているか、若しくは受託者の代表権を有する役員を兼ねている企業等）は、本事業の事業者選定に係る応募企業、応募企業グループの一員となることはできない。

(カ) 本事業の審査委員の所属する企業又はその企業の子会社又は親会社であるもの以外の者であること。

イ 各業務の実施企業の資格要件

入札参加者の企業には、本施設の設計、工事及び維持管理の各業務を行うものとして、以下の(ア)～(ウ)の各項の要件を区分に応じ全て満たすこと。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることができる。

(ア) 設計企業

設計企業は、次の要件を満たすこと。

- ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ・ 大牟田市若しくは荒尾市の平成 20 年度一般競争入札資格者名簿（測量等委託業務）に登録されていること。ただし、本事業については、両市いずれかの一般競争入札参加資格要件を満たす場合は参加を認めるものとする。
- ・ 技術士（上下水道部門の上水道及び工業用水道の資格を有する者で、技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に定めるものをいう。）が 1 名以上在籍していること。
- ・ 国内において、日量 5 千トン以上（公称能力）の浄水能力を有する浄水場（水道）の設計実績を有すること。

(イ) 建設 J V

建設 J V（膜ろ過装置製造企業、プラント設備企業（機械・電気）及び工事企業）は、次の要件を満たすこと。

- ・ 膜ろ過装置製造企業は、水道技術研究センターの浄水設備等認定において、膜ろ過装置の技術認定を有すること。
- ・ プラント設備企業（機械）は、国内において、日量 1 千 m³ 以上（公称能力）の浄水能

力を有する膜ろ過装置の設置実績があること。

- ・建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、工事企業は土木一式工事及び建築一式工事、プラント設備企業（機械）は機械器具設置工事及び水道施設工事、プラント設備企業（電気）は電気工事につき特定建設業の許可を受けていること。また、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも 1 社がその要件を満たすこと。
- ・大牟田市若しくは荒尾市の平成 20 年度一般競争入札資格者名簿（建設工事）に登録されていること。ただし、本事業については、両市いずれかの一般競争入札参加資格要件を満たす場合は参加を認めるものとする。
- ・参加表明書の提出期限日において、建設業法に規定する総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）【最新のもの】の総合評定値（P点）が建築一式工事について 1,000 点以上、土木一式工事について 1,000 点以上、機械器具設置工事について 1,000 点以上、水道施設工事について 1,000 点以上及び電気工事について 1,000 点以上であること。また、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも 1 社がその要件を満たすこと。

(ウ) 維持管理企業

維持管理企業は、次の要件を満たすこと。

- ・国内において、日量 1 万トン以上（公称能力）の浄水能力を有する浄水場（水道）の運転管理実績を有すること。
- ・水道技術管理者（水道法第 19 条に定める者をいう。）の資格を有する者が 1 名以上在籍すること。また、受託水道業務技術管理者として S P C に在籍し、共同浄水場に常駐すること。

(3) 入札参加資格確認基準日

ア 入札参加確認基準日は、入札参加資格確認申請書の提出期限の最終日とする。

イ 入札参加資格確認基準日の翌日から入札書類の提出までの間、応募者の構成員が第 2 2 .(2) の入札参加資格を欠くに至った場合、当該応募者は入札に参加することができない。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合に限り、第 2 2 .(2) の入札資格要件に該当する構成員と変更し入札に参加することを認めるものとする。

ウ 入札書類の提出の翌日から落札者決定日までの間、応募者の構成員が第 2 2 .(2) の入札参加資格を欠くに至った場合、両局は当該応募者を落札者決定の審査対象から除外する。

3 . 入札保証金

入札保証金は免除する。

4. 事業者選定のスケジュール等

(1) 事業者選定のスケジュール

事業者選定に当たってのスケジュールは、以下のとおり予定している。

実施事項	日程
実施方針の公表	平成20年7月29日(火)
実施方針に関する質問、意見の受付開始	平成20年7月29日(火)
実施方針に関する説明会の実施	平成20年8月7日(木)
現地見学会の実施	平成20年8月8日(金)
実施方針に関する質問、意見の受付締切	平成20年8月18日(月)
実施方針に関する質問に対する回答の公表	平成20年8月29日(金)
特定事業の選定・公表	平成20年9月下旬
入札公告・入札説明書等の公表	平成20年10月上旬
入札説明書等に関する質問の受付開始	平成20年10月上旬
入札説明書等に関する説明会の実施	平成20年10月中旬
現地見学会の実施	平成20年10月中旬
入札説明書等に関する質問の受付締切	平成20年10月下旬
入札説明書等に関する質問に対する回答の公表	平成20年11月中旬
参加表明書及び入札参加資格確認申請書の受付	平成20年12月上旬
入札参加資格確認結果の通知	平成20年12月中旬
入札書類の受付	平成20年12月下旬
落札者決定・公表	平成21年2月末
落札者との基本協定の締結	平成21年2月末
落札者との事業契約の締結	平成21年4月末

(2) 実施方針に関する説明会等

本事業に応募しようとする事業者等に対して実施方針に関する説明会を開催し、事業に係る情報を提供するとともに、両局の考え方を提示する。説明会に出席する場合は、事前登録を行う。

ア 説明会

(ア) 開催日時

平成20年8月7日(木)14時から

(イ) 開催場所

大牟田市労働福祉会館(大牟田市笹林町1丁目1番地1)

(ウ) 事前登録

申込書(様式3)に必要事項を記入の上、後記第8「10 本事業に関する問い合わせ先」のメールアドレス宛に申し込むこと。事前登録期間は平成20年7月29日(火)から8月5日(火)午後5時までとする。なお、参加者は1社当たり2名までとする。

(エ) 注意事項

説明会では実施方針は配布しない。また、本説明会では質疑応答の機会を設けない。

イ 現地見学会

(ア) 開催日時

平成20年8月8日(金)10時から16時の間(自由見学とする。)参加者は、説明会申込みと同時に現地見学会の事前登録をすること。なお、参加者は1社当たり2名までとする。

(イ) 開催場所

下記のとおりとする。下記記載以外の住所は別紙2-1参照のこと。

共同浄水場建設予定地(大牟田市臼井新町1丁目地内)

荒尾市中央水源地(荒尾市増永1903)

上の原浄水場(玉名市石貫740番地)

水源センター(荒尾市大島町4丁目1714-1)

清里総合ポンプ場、四箇ポンプ場、黒崎団地加圧ポンプ場、稲荷山団地ポンプ場、

延命配水池、勝立配水池、甘木配水池、四箇配水池、稲荷山団地配水池

(ウ) 注意事項

両局職員による現地案内は行わない。当日は、各施設に両局職員を配置する。また、本見学会では質疑応答の機会を設けない。

ウ 実施方針に関する質問受付及び回答公表

実施方針に関する質疑応答は以下の要領により行う。

(ア) 実施方針に関する質問受付

a 受付期間

平成20年7月29日(火)から平成20年8月18日(月)午後5時まで

b 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、実施方針に関する質問書（様式1）に記入の上、電子メールで提出のこと。その際の着信確認は送信者の責任において行う。

なお、ファイル形式は Microsoft Excel 又はそれと互換性のある形式とし、PDF等は不可とする。

あて名は、後記第8「10 本事業に関する問い合わせ先」のとおりである。

(1) 回答の公表

平成20年8月29日（金）予定

実施方針に関する質問に対する回答は、本事業に係る両局のホームページを通じて行うものとする。なお、回答に当たっては質問者を匿名化する。

大牟田市のホームページ

【URL:<http://www.city.omuta.lg.jp/kigyokyoku/jousuidou/kyoudo-dbo.html>】

荒尾市のホームページ

【URL:<http://www.city.arao.lg.jp/index.html>】

エ 実施方針に関する意見の受付

実施方針に関する意見を以下の要領により受け付ける。

(ア) 実施方針に関する意見の受付

a 受付期間

平成20年7月29日（火）から平成20年8月18日（月）午後5時まで

b 提出方法

実施方針に関する意見がある場合は、その内容を簡潔にまとめ、実施方針に関する意見書（様式2）に記入の上、電子メールで提出のこと。その際の着信確認は送信者の責任において行う。

なお、ファイル形式は Microsoft Excel 又はそれと互換性のある形式とし、PDF等は不可とする。

あて名は、後記第8「10 本事業に関する問い合わせ先」のとおりである。

(イ) 公表

提出された意見は、原則として公表しない。

第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 事業契約に関する基本的な考え方

(1) 基本協定の締結

両局は、落札者と協議を行い、本事業に係る基本的事項を定めた基本協定を締結する。

なお、落札者決定日の翌日から基本契約の締結日までの間、落札者の構成員が入札参加資格を欠くに至った場合、両局は落札者と基本協定を締結しない場合がある。

(2) 特別目的会社(SPC)の設立

落札者は、維持管理業務を実施するため、事業契約の締結前までに、維持管理業務を実施する事業者であるSPCとして、会社法に定める株式会社を設立する。SPCの登記上の本店所在地は、福岡県大牟田市若しくは熊本県荒尾市とする。応募企業及び応募グループの構成員は全員出資を行うこととし、落札者以外からの出資は認めない。代表企業の株式保有割合は、設立時から事業期間を通じて100分の50を超えるものとする。

なお、SPCの株主が株式を譲渡その他の方法により処分する場合には、事前に両局の承諾を得なければならない。

(3) 事業契約の締結

両局は、基本協定の規定に基づき事業者と基本契約を締結する。

両局は、基本契約の規定に基づき、施設の工事を行うために結成する建設JV(ただし、第2.2.(2)に示す要件を1社で満たす場合は、建設JVを結成する必要はない。)と本事業にかかる建設工事請負契約を締結する。

さらに、両局は、基本契約に基づき、本施設の維持管理に関し、選定された入札参加者の構成員が本事業の維持管理業務を実施するために、株主として出資し設立するSPCと本事業に係る維持管理業務委託契約を締結する。

基本契約、建設工事請負契約及び維持管理業務委託契約の3つの契約をまとめて、事業契約という。

建設JVは、事業者の構成員である本施設の設計業務を行う者(以下「設計企業」という。)と設計業務委託契約を締結する。

なお、落札者決定日の翌日から事業契約締結日までの間、落札者の構成員が入札参加資格を欠くに至った場合、両局は事業者と事業契約を締結しない場合がある。

2. 本事業で予想されるリスクとリスク分担の基本的な考え方

(1) リスク分担の基本的な考え方

本事業においては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」(平成12年総理府公示第11号)に示された「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する。」との考えに基づきリスクを分担する。リスクを最もよく管理することができる者とは、業務を担う当事者であると考えられることから、両局が行う業務に係るリスクは両局が負担し、事業者が担う業務に係るリスクは事業者が負担することを原則とする。ただし、不可抗力などの当事者の責に帰すことのできないリスクについては、この限りでない。

(2) 本事業で予想されるリスク

本事業で予想されるリスクについて、両局と事業者の分担概略を別紙2にリスク分担表として示すが、原則として入札公告時に公表する入札説明書に添付する事業契約書(案)に詳

細に規定し、最終的に事業契約書で明文化する。

3．対象業務におけるサービスの水準

事業者は、事業期間中両局が満足する内容のサービスを提供することが求められる。浄水の水質、本事業の対象となる施設に要求する性能及び維持管理に要求するサービスの水準は、今後公表する入札説明書等において示すものとする。

4．両局による事業の実施状況のモニタリング

両局は、事業者が提供する業務内容の確認及び事業者の財務状況の把握等を目的にモニタリングを行う。

(1) モニタリングの内容

ア 設計及び工事段階

両局は、事業者が行う設計業務及び工事業務等が両局の定める要求水準に適合するものであるか確認を行う。

事業者が実施する設計業務及び工事業務等の水準が両局で定める水準を下回ることが判明した場合、両局は業務内容の改善を求める。事業者は両局の改善要求に対し、自らの費用負担により改善措置を講ずるものとする。

なお、事業者は、工事業務に当たっては建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 5 条の 4 第 2 項に規定される工事監理者を定め、工事監理を行うものとする。

その他、詳細なモニタリングの方法及び内容等については、入札説明書等において明らかにする。

イ 維持管理段階

両局は、事業者が行う維持管理業務について定期的に確認を行うとともに、事業者の財務状況についても確認する。

事業者の実施する維持管理業務の水準が両局で定める水準を下回ることが判明した場合、両局は業務内容の速やかな改善を求めるとともに、維持管理業務の未達成の度合いに応じてサービスの対価の減額等を行う。事業者は、両局の改善要求に対し、自らの費用負担により改善措置を講ずるものとする。

また、事業者が提出する財務諸表をもとに本事業を円滑に推進しうる財務状況であるかを確認する。

なお、詳細なモニタリングの方法、内容及びサービスの対価の減額基準等については、入札説明書等において明らかにする。

(2) モニタリング費用の負担

モニタリングに係る費用のうち、両局が実施するモニタリングに係る費用は両局が負担する。事業者自らが実施するセルフモニタリングに係る費用は、事業者の負担とする。

5. サービスに対する対価の支払い

両局は、事業契約に従い、設計、工事及び維持管理業務に対し、その対価を支払う。サービスの対価に係る考え方は別紙4のとおりである。

第4 対象施設（共同浄水場）等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 施設の立地条件

(1) 建設用地

大牟田市臼井新町1丁目地内（代表番地未確定）（別紙6参照）

(2) 敷地面積

約23,500 m²（測量後に確定）（別紙7参照）

(3) 建設用地の制限等

ア 都市計画による制限

(ア) 用途地域：第1種低層住居専用地域

(イ) 防火・準防火地域：なし

(ウ) 高度地区（最高限）：なし

(エ) 建ぺい率：40%

(オ) 容積率：60%

イ 建築及び造成等に関する制限

(ア) 日陰規制：軒の高さが7mを超える建築物 / 1.5m / 4時間 / 2.5時間

(イ) 建築物の高さの限度：10m（行政庁認定で12m）

(ウ) 外壁後退：1m

(4) 土質の状況

別紙8参照

(5) 排水

別紙32参照

2. 施設の規模等

項目	内容
水源	菊池川
取水量	菊池川白石取水場における計画最大取水量は大牟田市 20,000m ³ /日、荒尾市 8,000m ³ /日の計 28,000m ³ /日である。その後、上の原浄水場で沈澱処理を行い、本事業の共同浄水場地点における計画最大導水量は 26,040 m ³ /日である。(別紙 9 ~ 11 参照)
浄水能力	共同浄水場における計画最大浄水量は下記のとおりであるが、公称計画最大浄水量は 26,100m ³ /日とする。 (大牟田市 18,600m ³ /日、荒尾市 7,440m ³ /日、計 26,040m ³ /日)
計画給水量	共同浄水場の計画給水量は 25,200m ³ /日とする。(大牟田市 18,000m ³ /日、荒尾市 7,200m ³ /日)
処理方式	膜ろ過方式(膜の薬品洗浄はオンサイト、オフサイトのいずれでも可) 基本的にクローズドシステムとする。
設計水位	共同浄水場の現況地盤高は概ね +9.00m である。導水の共同浄水場到達地点の水位は別紙 12 に示すとおりである。 (白石取水場から金山分水場間は熊本県、福岡県、大牟田市及び荒尾市の共同施設、金山分水場から共同浄水場分岐間の導水施設は福岡県、大牟田市及び荒尾市の共同施設、それ以降共同浄水場間の導水施設は大牟田市及び荒尾市の共同施設である。)
浄水施設	膜ろ過設備、活性炭処理設備(別紙 33 参照)及び浄水池等
排水処理施設	排水池、排泥池、濃縮槽、天日乾燥床
送水施設	大牟田用送水ポンプ設備(送水先:延命配水池、勝立配水池) ^{注1)} 延命配水池 HWL+56.50m、LWL+46.50m 勝立配水池 HWL+93.00m、LWL+85.0m 荒尾用送水ポンプ設備(送水先:中央水源地着水井) 中央水源地着水井 WL+8.58m (別紙 13 ~ 17 参照)
管理棟	民間事業者用管理棟 ・事務室 ・職員の休憩室(トイレ及び給湯室含む) ・中央監視室(浄水施設の運転管理室) ・電気室 高压電気室(受変電含む)、低压電気室 ・水質計器室 ・会議室(見学者対応が可能なもの) ・倉庫 ・浄化槽
薬品注入設備	次亜塩素素注入設備、凝集剤注入設備(浄水処理に必要な場合) pH調整設備(酸剤、アルカリ剤) 上記設置に必要な建屋
電気計装設備	浄水場内設備に関連する電気設備、計装設備及び自家発電設備 上の原浄水場の水質計器(濁度、pH等)及び遠方監視設備 荒尾市中央水源地の水質計器(残留塩素)及び遠方監視設備 大牟田及び荒尾市送水量制御に必要な場外設備 場外の大牟田市水道施設の遠方監視制御に必要な設備
場内配管	導水管、施設連絡配管、送水及びその他場内で必要な配管
その他	造成、場内整備、建築附帯機械設備及び建築附帯電気設備

注1) 共同浄水場から大牟田市の延命配水池及び勝立配水池への送水量は次表のとおりである。

配水池	計画最大 配水量 (m ³ /日)	送水施設	計画最大 送水量 (m ³ /日)
延命配水池	14,900	共同浄水場	8,300
		清里ポンプ場	6,600
勝立配水池	9,700	共同浄水場	9,700
甘木配水池	21,500	福岡県南水道企業団	21,500
計	46,100	-	46,100

3. 土地の使用に関する事項

共同浄水場の敷地は両局の所有地であるが、本事業の実施に必要な範囲において事業者は両局の許可を得て、土地を無償で使用できるものとする。

4. 施設の整備要件等

共同浄水場の施設及び構造に係る要件等の詳細については、今後公表する入札説明書等において示すものとする。

第5 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約及び事業契約に付帯する事業計画の解釈について疑義が生じた場合、両局と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は事業契約に規定する具体的措置に従うものとする。また、事業契約及び事業契約に付帯する事業計画に関する紛争については、福岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 本事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

1. 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

両局は、事業者に対して修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出及び実施を求めることができる。事業者が当該期間内に修復することができなかった場合は、両局は事業契約を解除することができるものとする。詳細については事業契約において規定する。

2. その他の事由により事業の継続が困難となった場合

事業契約に規定する事由ごとに、その責任の所在による改善等の対応方法に従う。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点で想定される、税制上の措置としては、施設の整備及び運営における、事業者による両局所有財産の無償使用がある。

2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、両局はこれらの支援を事業者が受けることができるよう努めるが、事業

者に対し、補助及び出資等の支援は行わない。

3．その他の支援に関する事項

両局は、事業者が事業実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で協力を行うものとする。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1．債務負担行為

本事業における予算措置は、平成 20 年度の大牟田市議会定例会及び荒尾市議会定例会において、債務負担行為を定めるよう手続きを進めるものとする。

2．本事業に係る情報の提供方法

本事業に係る情報の提供は、両局のホームページを通じて行うものとする。

3．実施方針の変更

実施方針は、公表後に事業者から受付けた質問及び意見等を踏まえ、特定事業の選定までの間にその内容の変更を行うことがある。変更を行った場合は、両局のホームページ等を通じて公表する。

変更の内容が重大で、その後の事業者選定スケジュール及び事業スケジュールに影響を及ぼすと考えられる場合には、変更後のスケジュールも合わせて公表するものとする。

4．入札の中止等

競争入札妨害又は談合行為の疑い、不正又は不誠意な行為等により入札を公正に執行できないと認められる場合、又は競争性を確保し得ないと認められる場合は、入札の執行延期、再入札公告又は入札の中止等の対処を図る場合がある。

5．落札者を選定しない場合

事業者の募集及び落札者の選定の過程において、応募者がいない、あるいはいずれの応募者も両局の財政負担額の縮減が見込めない等の理由により、本事業をDBO方式で実施することが適当でないと判断された場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

6．応募に当たっての費用の負担

応募に当たっての費用は、すべて応募者の負担とする。

7. 提出書類への取扱い

(1) 著作権

応募者から提出された提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、両局は、本事業の公表及びその他必要と認める場合、落札者の提案書の一部又は全部を無償で使用することができる。

また、両局は、落札者選定結果の公表に必要な範囲で落札者以外の応募者の提案書の一部を無償で使用できるものとする。

(2) 提出書類の返却

応募者から提出された書類は返却しないものとする。

(3) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法又は維持管理方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った応募者が負うものとする。

8. 環境への配慮

事業提案に当たっては、次のとおり環境への配慮に留意するものとする。

- ア 省資源に配慮すること。
- イ 省エネルギーに配慮すること。
- ウ 地球温暖化ガスの排出抑制に配慮すること。
- エ 周辺の生活環境（交通安全等）に配慮すること。
- オ 周辺の景観に配慮すること。

9. 本事業に係るアドバイザー

本事業に係る両局のアドバイザーは、以下のとおりである。

- ア 株式会社日水コン
- イ 財団法人日本経済研究所
- ウ アンダーソン・毛利・友常法律事務所

10. 本事業に関する問合せ先

大牟田市企業局 経営企画課

所在地 〒836-8666 大牟田市有明町2丁目3番地

電話 0944-41-2850

FAX 0944-41-2842

電子メール jousuijo@city.omuta.lg.jp